

営繕工事設計業務委託特記仕様書

(令和7年度版)

令和7年4月1日以降適用

第1 業務概要

1 業務名称 (秋田工業用水道 管理本館耐震補強工事設計業務委託)

2 計画施設概要

- (1) 施設名称 (秋田工業用水道 管理本館)
(2) 施設の場所 (秋田市仁井田字新中島)
(3) 施設用途 (事務所等)

令和6年国土交通省告示第8号 別添二 第4号 第1類とする。

3 設計と条件

(1) 敷地の条件

- ア 敷地の面積 (省略)
イ 用途地域及び地区の指定 (指定無し)

(2) 施設の条件

- ア 施設の延べ面積 (930.00m²)
イ 主要構造 (鉄筋コンクリート造 地上2階建)
ウ 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による耐震安全性の分類は以下のとおりとする。

- (ア) 構造体類 (II)
(イ) 建築非構造部材類 (A)
(ウ) 建築設備類 (甲)

(3) 建設の条件

- ア 工事費 (60,000 千円以内 (想定))
イ 建設工期 (令和10年度 (予定))

(4) 設計と条件については、次による。

- 設計書の作成は営繕積算システムRIBC2 (一般財団法人 建築コスト管理システム研究所) によること
- 耐震診断関係資料 (06-KK-A4 秋田工業用水道 管理本館耐震診断業務委託成果品) を基に業務を行うこと
- ・
- ・

(5) 設計等業務委託料算定基準 (令和7年度改定版) 第3.2.(2).ウに定める補正

- ・ 総合設計に係る難易度による補正 () に該当
- ・ 構造設計に係る難易度による補正 () に該当
- ・ 設備設計に係る難易度による補正 () に該当

第2 業務仕様

特記仕様書に記載されていない事項は、「営繕工事設計業務委託共通仕様書」による。

1 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で、「・」印の付いたものについては、○で囲んだものを適用する。

2 管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

- 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に定める一級建築士
- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第3項に定める二級建築士
- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第4項に定める木造建築士
- ・ 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第5項に定める建築設備士

3 プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行

受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受託した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

4 設計業務の範囲

(1) 一般業務

ア 基本設計

- ・ 建築（総合）基本設計
- ・ 建築（構造）基本設計
- ・ 電気設備基本設計
- ・ 機械設備基本設計

イ 実施設計

- ・ 建築（総合）実施設計
- 建築（構造）実施設計（ 耐震補強計画判定書取得に係る業務は含まない。）
- ・ 電気設備実施設計
- ・ 機械設備実施設計

ウ 設計意図伝達（設計監理）

- ・ 設計意図を請負者等に正確に伝える業務
- ・ 設計意図に基づき工事材料・設備機器等の選定に関する検討業務
- ・ 設計変更等の業務
- ・ 営繕年報の作成

(2) 追加業務

○ 建築積算業務

数量算出書の作成及び営繕積算システムRIBC2による設計書の作成

※ RIBC2については、一般財団法人建築コスト管理システム研究所（<https://www.ribc.or.jp/>）と「内訳書数量入力システム」の利用契約を結び、入力作業を行うこと。なお、利用契約の経費は設計業務委託料に含まれています。

- ・ 電気設備積算業務
- ・ 機械設備積算業務
- ・ 透視図作成〔種類（ ）判の大きさ（ ）、枚数（ ）、額の有無（ ）及び材質（ ）〕
- ・ 透視図の写真撮影〔カット枚数（ ）、判の大きさ（ ）及び白黒・カラーの別（ ）〕
- ・ 模型製作〔縮尺（ ）、主要材料（ ）、ケースの有無（ ）及び材質（ ）〕

- ・ 模型の写真撮影〔カット枚数（ ）、判の大きさ（ ）及び白黒・カラーの別（ ）〕
- ・ 色彩等計画書の作成（仕上げ材（設備機材等を含む）の色彩、柄等について計画書とする）
- ・ 計画通知申請手続き業務
- ・ 市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続き業務（標識看板の作成、設置報告書の届出、日影図の作成）
- ・ 防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続き業務
- ・ 省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続き業務
- 耐震診断内容の確認及び構造再解析業務

ただし、本業務の受注者が、秋田県が発注した「06-KK-A4 秋田工業用水道 管理本館耐震診断業務委託」の受注者と同一である場合、業務の対象外とする。この場合、当初契約締結後に次の業務人・時間数を減じる設計変更並びに変更契約締結を行う。対応する業務量は73（人・時間数）とする。

5 業務の実施

(1) 一般事項

- ア 基本設計業務は、指示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- イ 実施設計業務は、指示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等によって行う。
- ウ 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。
- エ 地下埋設物の調査については次により行う。
 - 設計箇所における地下埋設物の有無については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細について調査を行う。
 - 設計箇所に地下埋設物があると認められた場合は、埋設物管理者に対して調査及び確認を行い、設計に反映する。
 - 上記により、貸与資料と相違が生じた場合は、調査職員と協議を行う。
- オ 架空線等上空施設の確認については次により行う。
 - 本設計範囲内にある架空線等上空施設については、貸与された資料等を確認のうえ、詳細については、現地踏査及び上空施設管理者との協議により確認を行う。

(2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行う。

- ア 業務着手時
- イ 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時
- ウ その他 （ 耐震補強計画（設計方針）策定時 ）

(3) 適用基準等

特記なき場合は、国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修した最新版のものとする。

ア 建築

- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- 建築工事設計図書作成基準
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
 - ・ 公共建築木造工事標準仕様書
 - ・ 建築物解体工事共通仕様書
- 建築設計基準
- 建築構造設計基準
 - ・ 官庁施設の環境保全性基準

- ・ 省エネルギー建築設計指針
- 公共建築工事積算基準
- 公共建築数量積算基準
- 公共建築工事内訳書標準書式
- 公共建築工事内訳書作成要領
- ・ 秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例
- 地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル（営繕工事）

イ 設備

- ・ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- ・ 建築設備計画基準
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 官庁施設の環境保全性基準
- ・ 省エネルギー建築設計指針
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針
- ・ 公共建築工事積算基準
- ・ 公共建築設備数量積算基準
- ・ 公共建築設備工事内訳書標準書式
- ・ 公共建築設備工事内訳書作成要領
- ・ 秋田県バリアフリー社会の形成に関する条例
- ・ 地下埋設物・架空線等上空施設の損傷事故防止マニュアル（営繕工事）

(4) 資料の貸与及び返却

貸与資料	摘 要
・ 耐震診断関係資料 (06-KK-A4 秋田工業用水道 管理本館耐震診断業務委託成果品) ・ 完成図書	

貸与場所（ 産業労働部企業業務課 ）

貸与時期（ 業務着手時 ）

返却場所（ 産業労働部企業業務課 ）

返却時期（ 業務完了時 ）

(5) 成果物の提出場所（ 産業労働部企業業務課 ）

- ・ 部分引渡しにかかる指定

指定部分の業務名、引渡期限及び業務委託料

- ・ 基本設計 令和 年 月 日 業務委託料の１００分の 以内の額
- ・ 実施設計 令和 年 月 日 業務委託料の１００分の 以内の額

6 成果物

(1) 基本設計

本業務での適用はない。

(2) 実施設計

成果物		縮尺等	摘要
建築総合	一般業務	・ 仕様書	適宣
		・ 仕様概要表	適宣
		・ 仕上表	適宣
		・ 面積表及び求積図	適宣
		・ 敷地案内図	適宣
		・ 配置図	適宣
		・ 平面図（各階）	1/100
		・ 断面図	1/100
		・ 立面図（各面）	1/100
		・ 矩計図	1/50
		・ 展開図	1/50
		・ 天井伏図	1/100
		・ 平面詳細図	適宣
		・ 断面詳細図	適宣
		・ 部分詳細図	適宣
		・ 建具表	適宣
		・ 外構図	適宣
		・ 日影図	適宣
		・ 計画通知図書	A 4
		・ 建築関係法令チェックリスト	適宣
追加業務	・ 工事費概算書 ・ 営繕工事積算チェックマニュアル（建築工事） ア 数量算出チェックリスト（新営工事・改修工事） イ 積算数量調書チェックリスト（新営工事・改修工事） ウ 数量チェックシート（新営工事・改修工事） エ 単価資料等チェックリスト オ 単価等設定チェックリスト ・ 各種技術資料	A 4	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
		適宣	
		A 4	
		A 4	
		適宣	
		適宣	
		適宣	
		適宣	
		適宣	
		適宣	
		適宣	
		適宣	
・ 建築工事積算数量算出書	A 4	見積書、見積比較表含	
・ 建築工事積算数量調書	A 4		
・ 防災計画図書	適宣		
・ 省エネルギー関係計算書	A 4		
・ 概略工事工程表	適宣		
・ 模型	特記		
・ 透視図	特記		
・ 公共建築設計者情報システムによる業務カルテ登録			業務カルテ受領書提出

成果物		縮尺	摘要	
建築構造	一般業務	○一般図（案内図、配置図、平面図、立面図程度）	適宣	
		○ 構造設計図		
		ア 伏図	1/100	
		イ 軸組図	適宣	
		ウ 各部断面図	適宣	
		エ 標準詳細図	適宣	
		オ 各部詳細図	適宣	
		○ 構造計算書	A 4	
		○ 耐震補強計画に関する検討資料	適宣	
		○ 仕様書	適宣	
追加業務	○ 建築工事積算数量算出書	A 4	見積書、見積比較表含 RIBC2による	
		○ 建築工事積算数量調書		A 4

（注）：建築（構造）の成果図書は、建築（総合）実施設計の成果図書の中に含めることもできる。

		成果物	縮尺	摘要
機 械 設 備	一 般 業 務	・ 仕様書	適宣	(機械室含む)
		・ 敷地案内図	適宣	
		・ 配置図	適宣	
		・ 機器表	適宣	
		・ 空気調和設備平面図	1/100	
		・ 換気設備平面図	1/100	
		・ 排煙設備平面図	1/100	
		・ 衛生器具設備平面図	1/100	
		・ 給水設備平面図	1/100	
		・ 排水設備平面図	1/100	
		・ 給湯設備平面図	1/100	
		・ 消火設備平面図	1/100	
		・ 厨房機器設備平面図	1/100	
		・ ガス設備平面図	1/100	
		・ 部分詳細図	適宣	
		・ 浄化槽設備図	適宣	
		・ ごみ処理設備図	適宣	
		・ さく井設備図	適宣	
		・ 自動制御設備図	適宣	
		・ 昇降機設備図	適宣	
		・ 各種系統図	適宣	
		・ 特殊設備図	適宣	
		・ 屋外設備図	適宣	
		・ 計画通知図書	A 4	国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
		・ 各種計算書	A 4	
		・ 工事費概算書	A 4	
		・ 秋田県建築設備実施設計チェックリスト	A 4	
		・ 営繕工事積算チェックマニュアル（機械設備工事）	A 4	
		ア 数量算出チェックリスト（新営工事・改修工事）		
		イ 積算数量調書チェックリスト（新営工事・改修工事）		
		ウ 単価資料等チェックリスト		
		エ 単価等設定チェックリスト		
		・ コスト縮減概要書	適宣	見積書、見積比較表含
		・ ランニングコスト概算書	適宣	
		・ 各種技術資料	適宣	
		・ 機械設備工事積算数量算出書	A 4	
		・ 機械設備工事積算数量調書	A 4	
		・ 防災計画書	A 4	
		・ 省エネルギー関係計算書	A 4	

7 提出部数等

電子納品に拠らない成果物は次による。

(1) 基本設計

本業務での適用はない。

(2) 実施設計

成果物等	提出形態	部数等	摘要
ア 建築（総合） ・			
イ 建築（構造） ① 「6 成果物」に準じる。	印刷物 及び 電子媒体	2 部	(1) A4判のファイルに綴り込んだものを 成果物一式とする。 (2) 印刷物は図面A3判、その他資料はA4 判を基本とする。 (3) 電子媒体はCD-R又はDVD-Rとする。格 納する電子データは、①及び②とする。 ① 成果物をPDFファイル形式で保存し たもの ② 各種図面をCADデータ（JWCADで読み 込み可能なファイル形式）で保存した もの
ウ 電気設備 ・			
エ 機械設備 ・			
オ その他 ・ 模型			